

証券コード 7416  
(発送日) 2023年6月9日  
(電子提供措置の開始日) 2023年6月6日

株 主 各 位

岡山市北区表町一丁目2番3号  
株式会社はるやまホールディングス  
取締役社長 中村 宏明

## 第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

[http://www.haruyama.co.jp/ir/ir\\_agm.php](http://www.haruyama.co.jp/ir/ir_agm.php)



### 【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7416/teiji/>



### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「はるやまホールディングス」又は「コード」に「7416」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませ。

また、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において賛否を入力されるか、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、いずれかの方法により、2023年6月28日（水曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 岡山市北区表町一丁目2番3号  
当社本社 4階会議室（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

- ◎ 駐車場のご用意がございませんので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ◎ 当日のお土産については、とりやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第49期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第49期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

次頁【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁のインターネット上の各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎ 株主総会の決議結果につきましては、書面による決議ご通知の郵送に代えて、株主総会終了後、前頁の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

## 【議決権の行使等についてのご案内】

- (1) 議決権行使書に賛否の表示がない場合の取り扱い  
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等と書面（郵送）による議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い  
インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。
- (3) インターネット等による議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い  
インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。
- (4) インターネット等による議決権行使のご案内について  
以下の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照ください。

## 【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、インターネット又は書面（郵送）による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによりのみ実施可能です（但し、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します）。
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、T L S暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2023年6月28日（水曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

### 2. インターネットによる議決権行使方法について

#### (1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

## (2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ること  
で、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です）。
  - ・スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記（1）による方法にて議決権行使を行ってください。
- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。

## 3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

## 《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してのご不明な点につきましては、以下あてにお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00 通話料無料）

## 《機関投資家のみなさまへ》

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

### <新型コロナウイルス感染症への対応について>

- 本総会にご出席される株主さまは、開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、感染予防対策にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- 本総会会場において、感染予防のための措置を講じますので、ご理解のほどお願い申し上げます。
- インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができます。

以上をご勘案のうえ、インターネット又は書面（郵送）による議決権行使のご活用をお願い申し上げます。

【インターネット又は書面（郵送）による議決権行使期限】

2023年6月28日（水曜日）

午後6時 入力完了又は到着分まで

# 事業報告

( 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和等により、経済活動の正常化に向けた動きがみられましたものの、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、為替の急激な変動等によって、原材料、エネルギー価格や物流コストが上昇するなど、先行き不透明な状況が続いております。

衣料品小売業界におきましては、新型コロナウイルス蔓延時の反動で売上が一時的に回復したものの、物価上昇による先行きの不安感から、依然として消費者の生活防衛意識は高く、厳しい経営環境のまま推移いたしました。

このような環境のもと当社グループは、引き続き「健康」をキーワードとした差別化戦略を推進してまいりました。

具体的には、こだわりの1着を求めるお客様の声に寄り添いたいという思いから、柔らかな風合いと上品な質感の尾州産ウールを使用したスーツを発売いたしました。また、当社グループのワイシャツ部門におけるヒット商品である完全ノーアイロン（0秒アイロン）の「i-Shirt(アイシャツ)」が累計販売枚数800万枚を突破いたしました。さらに、リサイクル素材を使用した生地「ECO i-Shirt(エコアイシャツ)」では、店頭陳列時の包装資材も紙製やバイオマス素材に変更するとともに、コットンやウールの風合いを活かした「ハイブリッドアイシャツ」を発売するなど、お客様のニーズに沿った商品の開発を行ってまいりました。

店舗数に関しましては、グループ全体で7店舗新規出店した一方で、40店舗を閉店した結果、当連結会計年度末の総店舗数は378店舗となりました。

これらの結果、当連結会計年度におきましては、売上高368億9千2百万円（前期比0.6%増）となりました。利益面は、営業利益7億3千9百万円（前期は営業損失27億8千7百万円）、経常利益11億1千7百万円（前期は経常損失23億1千2百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益2億4千7百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失78億9千6百万円）の結果となりました。

衣料品販売事業の売上状況は次のとおりであります。

| 商 品 別   | 金 額              | 構 成 比     |
|---|------------------|-----------|
| 重 衣 料<br>(ス ー ツ ・ 礼 服)<br>(コ ー ト)                         | 16,124,372<br>千円 | 43.7<br>% |
| 中 衣 料<br>(ジ ャ ケ ッ ト)<br>(ス ラ ッ ク ス)                       | 3,434,534        | 9.3       |
| 軽 衣 料<br>(ワ イ シ ャ ツ ・ ネ ク タイ)<br>(カ ジ ュ アル ・ 小 物 ・ そ の 他) | 16,423,720       | 44.5      |
| 補 修 加 工 賃 収 入   | 910,231          | 2.5       |
| 合 計   | 36,892,858       | 100.0     |

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の主なものは、システム刷新並びに新規出店及び改装に係るものであり、店舗出店に係る差入保証金等を含め、総額8億1千万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に金融機関より長期借入金24億円を調達いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                      | 第46期<br>2020年3月期 | 第47期<br>2021年3月期 | 第48期<br>2022年3月期 | 第49期<br>(当連結会計年度)<br>2023年3月期 |
|--------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売 上 高 (千円)               | 50,582,573       | 38,220,683       | 36,685,290       | 36,892,858                    |
| 経 常 利 益 (千円)             | 639,041          | △3,017,446       | △2,312,337       | 1,117,927                     |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (千円) | 402,858          | △4,880,009       | △7,896,166       | 247,057                       |
| 1株当たり当期純利益 (円)           | 24.70            | △298.92          | △482.95          | 15.10                         |
| 総 資 産 (千円)               | 60,275,229       | 57,934,485       | 51,132,333       | 48,598,380                    |
| 純 資 産 (千円)               | 36,797,432       | 31,626,852       | 23,487,682       | 23,752,152                    |
| 1株当たり純資産額 (円)            | 2,254.37         | 1,935.61         | 1,435.95         | 1,452.12                      |

### (3) 対処すべき課題

次期の見通しといたしましては、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和等により、経済活動の正常化に向けた動きがみられる一方で、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、円安の影響などにより、今後も不透明な経営環境が続くものと思われまます。

こうしたなか当社グループでは、「地域に必要とされる店」を目指し、商品とサービスの品質向上、店舗の改装・修繕・保守管理、システム刷新及び店舗とECサイトとの融合などの積極投資を通じて、経営基盤の整備と強化を進め、ステークホルダーのみなさまの信頼回復に努めてまいります。

また、引き続き当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備とリスク管理体制の強化に取り組み、内部統制システムの充実に注力してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (4) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループは、衣料品及びその関連洋品の販売を主な内容として事業活動を展開しております。

当社グループに係る位置づけは次のとおりであります。

#### ① 当社

グループ戦略立案及び各事業会社の統括管理及び不動産賃貸借

#### ② 子会社

| 会社名               | 主要な事業内容                 |
|-------------------|-------------------------|
| はるやま商事株式会社        | 衣料品販売事業（衣料品及びその関連洋品の販売） |
| 株式会社モリワン          | 衣料品販売事業（衣料品及びその関連洋品の販売） |
| 株式会社ミック           | 広告代理業                   |
| 株式会社マンチェス         | 衣料品販売事業（衣料品及びその関連洋品の販売） |
| 株式会社ミッド・インターナショナル | 衣料品販売事業（衣料品及びその関連洋品の販売） |

(注) 2023年4月1日を効力発生日として、株式会社マンチェスを存続会社、株式会社ミッド・インターナショナルを消滅会社とする吸収合併を行いました。

(5) 主要な事業所及び店舗 (2023年3月31日現在)

① 当社

本社 岡山市北区表町一丁目2番3号

② 子会社

イ. はるやま商事株式会社

本社 岡山市北区表町一丁目2番3号

店舗 373店舗 (46都道府県)

北海道・東北エリア (24店舗)

北海道 2店舗 青森県 7店舗 岩手県 1店舗

宮城県 6店舗 秋田県 5店舗 山形県 1店舗

福島県 2店舗

関東エリア (57店舗)

茨城県 3店舗 栃木県 2店舗 群馬県 4店舗

埼玉県 12店舗 千葉県 7店舗 東京都 19店舗

神奈川県 10店舗

中部・北陸エリア (48店舗)

新潟県 7店舗 富山県 3店舗 福井県 4店舗

山梨県 1店舗 長野県 2店舗 岐阜県 2店舗

静岡県 12店舗 愛知県 17店舗

近畿エリア (107店舗)

三重県 7店舗 滋賀県 10店舗 京都府 8店舗

大阪府 38店舗 兵庫県 29店舗 奈良県 7店舗

和歌山県 8店舗

中国エリア (58店舗)

鳥取県 4店舗 島根県 6店舗 岡山県 18店舗

広島県 18店舗 山口県 12店舗

四国エリア (28店舗)

徳島県 4店舗 香川県 8店舗 愛媛県 11店舗

高知県 5店舗

九州エリア (51店舗)

福岡県 13店舗 佐賀県 2店舗 長崎県 6店舗

大分県 6店舗 熊本県 8店舗 宮崎県 6店舗

鹿児島県 4店舗 沖縄県 6店舗

ロ. 株式会社モリワン

本社 石川県野々市市御経塚三丁目8番地

店舗 5店舗 (2県)

富山県 2店舗 石川県 3店舗

ハ. 株式会社ミック

本社 岡山市北区表町一丁目2番3号



ニ. 株式会社マンチェス  
本社 岐阜県岐阜市香蘭三丁目8番地

ホ. 株式会社ミッド・インターナショナル  
本社 岐阜県岐阜市香蘭三丁目8番地

(注) 2023年4月1日を効力発生日として、株式会社マンチェスを存続会社、株式会社ミッド・インターナショナルを消滅会社とする吸収合併を行いました。

## (6) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

| 区 分           | 従業員数(名)     | 前連結会計年度末比増減(名) |
|---------------|-------------|----------------|
| 衣 料 品 販 売 事 業 | 1,168 (689) | △57 (△44)      |
| 全 社 ( 共 通 )   | 55 (2)      | △6 (－)         |
| 合 計           | 1,223 (691) | △63 (△44)      |

- (注) 1. 従業員数は就業人員(グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は当連結会計年度の平均人員(1人当たり1日8時間換算)を( )外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
3. 上記従業員のほかに、嘱託社員83名を雇用しております。

### ② 当社の従業員の状況

| 従業員数(名) | 前事業年度末比増減(名) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) |
|---------|--------------|---------|-----------|
| 13      | －            | 44.8    | 9.3       |

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。
2. 上記従業員のほかに、嘱託社員6名を雇用しております。

## (7) 親会社及び子会社の状況 (2023年3月31日現在)

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 子会社の状況

| 会 社 名             | 資 本 金  | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-------------------|--------|----------|---------------|
| はるやま商事株式会社        | 100百万円 | 100.0%   | 衣料品販売事業       |
| 株式会社モリワン          | 50     | 100.0    | 衣料品販売事業       |
| 株式会社ミック           | 30     | 100.0    | 広告代理業         |
| 株式会社マンチェス         | 10     | 100.0    | 衣料品販売事業       |
| 株式会社ミッド・インターナショナル | 10     | 100.0    | 衣料品販売事業       |

(注) 2023年4月1日を効力発生日として、株式会社マンチェスを存続会社、株式会社ミッド・インターナショナルを消滅会社とする吸収合併を行いました。

## (8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

| 借 入 先                   | 借 入 額       |
|-------------------------|-------------|
| 株 式 会 社 四 国 銀 行         | 5,683,356千円 |
| 株 式 会 社 中 国 銀 行         | 2,736,397   |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行     | 1,085,944   |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行   | 1,022,526   |
| 株 式 会 社 ト マ ト 銀 行       | 985,516     |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 395,000     |

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

(継続企業の前提に関する重要事象等の解消について)

当社グループは、前連結会計年度において、下記2件により継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しているものと認識しておりました。

- ・前連結会計年度において、2期連続の営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失、マイナスの営業キャッシュ・フローを計上していたこと。

- ・一部の金融機関と締結していたコミットメントライン契約（当連結会計年度末において当該契約は契約期間満了により存在しません）について、前連結会計年度末の純資産額が一定金額以上であることを約する財務制限条項が付されており、前連結会計年度末において上記財務制限条項に抵触していたこと。

当社グループは、当該状況を解消すべく、過度な売上伸長や規模拡大を迫わず、ダウンサイジングを進めるなかで採算が確保できるような収益構造の改革に取り組んだ結果、営業利益7億3千9百万円（前期は営業損失27億8千7百万円）、経常利益11億1千7百万円（前期は経常損失23億1千2百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益2億4千7百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失78億9千6百万円）の結果となり黒字転換を果たすことができました。

以上の状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況は解消したと判断しております。

## 2. 株式会社の現況に関する事項

### (1) 株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 55,000,000株
- ② 発行済株式の総数 16,485,078株（うち自己株式 128,204株）
- ③ 株主数 33,817名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株主名                     | 持株数        | 持株比率   |
|-------------------------|------------|--------|
| 株式会社はるか                 | 1,810,000株 | 11.06% |
| 治山正史                    | 1,526,446  | 9.33   |
| 治山邦雄                    | 1,498,722  | 9.16   |
| 有限会社岩渕コーポレーション          | 1,324,500  | 8.09   |
| 株式会社四国銀行                | 745,940    | 4.56   |
| 治山公子                    | 661,082    | 4.04   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 520,300    | 3.18   |
| はるやま社員持株会               | 404,131    | 2.47   |
| 治山美智子                   | 358,892    | 2.19   |
| 岩渕典子                    | 349,900    | 2.13   |

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況   |
|-----------|---------|---|
| 取 締 役 会 長 | 治 山 正 史 | 経営全般<br>株式会社ミック 代表取締役社長<br>はるやま商事株式会社 代表取締役会長<br>株式会社モリワン 代表取締役社長 |
| 代表取締役社長   | 中 村 宏 明 | 経営全般<br>はるやま商事株式会社 代表取締役<br>社長執行役員                                |
| 取 締 役     | 清 水 夏 子 | 弁護士<br>株式会社RS Technologies 社外取締役<br>(監査等委員)                       |
| 取 締 役     | 井 上 重 光 |   |
| 常 勤 監 査 役 | 澤 味 聡 嗣 |   |
| 監 査 役     | 中 川 雅 文 | 公認会計士<br>株式会社サンマルクホールディングス 社外取締役                                  |
| 監 査 役     | 光 岡 敬 一 | 税理士<br>株式会社大本組 社外取締役  |

- (注) 1. 取締役清水夏子氏及び井上重光氏は、社外取締役であります。当社は両氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役中川雅文氏及び光岡敬一氏は、社外監査役であります。当社は両氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 社外取締役清水夏子氏及び井上重光氏並びに社外監査役中川雅文氏及び光岡敬一氏の重要な兼職については、上表の「担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。各氏の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
4. 監査役中川雅文氏は公認会計士の資格を、監査役光岡敬一氏は税理士の資格をそれぞれ有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動
- (1) 田尻邦夫氏は、2022年6月29日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
  - (2) 佐藤晃司氏は、2022年6月29日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
  - (3) 2022年6月29日開催の第48回定時株主総会において、井上重光氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
  - (4) 2022年6月29日開催の第48回定時株主総会において、澤味聡嗣氏は新たに監査役に選任され、就任いたしました。

## ② 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定め、当社と各社外取締役及び各監査役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及びすべての子会社における取締役、監査役及び執行役員（以下「役員等」という。）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険料は当社が全額負担しております。

被保険者である役員等が、その地位に基づく職務の執行に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとされております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

## ④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分              | 支給人員<br>(名) | 報酬等の<br>総額 (千円)     | 報酬等の種類別の額 (千円)     |               |               |
|------------------|-------------|---------------------|--------------------|---------------|---------------|
|                  |             |                     | 固定報酬               | 賞与            | ストック<br>オプション |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 5<br>(3)    | 137,903<br>(11,100) | 69,644<br>(11,100) | 68,259<br>(—) | —<br>(—)      |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 4<br>(2)    | 17,100<br>(9,600)   | 17,100<br>(9,600)  | —<br>(—)      | —<br>(—)      |
| 合 計              | 9           | 155,003             | 86,744             | 68,259        | —             |

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

### イ. 取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

2005年6月29日開催の第31回定時株主総会の決議による取締役報酬限度額（使用人分は含まず）は年額300,000千円、監査役報酬限度額は年額30,000千円であり、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名、監査役の員数は3名であります。

上記の報酬とは別枠で、2011年6月29日開催の第37回定時株主総会において、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等として年額30,000千円、監査役に対しては年額3,000千円（社外監査役は付与対象外）を、それぞれ報酬限度額として決議しており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名、監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）であります。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

i. 当該方針の決定の方法

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主及びその他のステークホルダーに対する説明責任を果たし得る公正かつ合理的な報酬体系とすることとして、2021年1月26日開催の取締役会において「取締役の報酬等に関する基本方針」の決定を決議いたしました。

ii. 当該方針の内容の概要

業務執行取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬等（賞与）及び非金銭報酬等（ストックオプション）により構成し、非業務執行取締役については、その職務に鑑み、固定報酬のみとする。

個々の取締役の報酬の決定に際しては当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業等の報酬水準を勘案して取締役の職責に報いる適正な水準とする。

業務執行取締役の固定報酬は、役位に応じた月額報酬とし、当該報酬基準に基づいて支給総額を算定し、取締役会の一任決議に従い代表取締役が、業績、各業務執行取締役の貢献度を考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

業務執行取締役の業績連動報酬等（賞与）は、事業年度の計画達成に向けた数値目標として公表した業績（経常利益）の達成度に応じ、支給基準に基づき算出された額を一定の時期に支給することとしております。なお、当事業年度の実績は、「1.(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況」（6頁）に記載のとおりであります。

業務執行取締役の非金銭報酬等（ストックオプション）は、中長期のインセンティブとして取締役会決議により実施することとしておりますが、当事業年度中の実績はありません。

iii. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

株主総会で承認いただいた報酬限度額の範囲内で、取締役会において「取締役の報酬等に関する基本方針」の内容に則り、支給基準に基づき算定された報酬額を基本として示したうえ、「ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項」に記載された代表取締役が、当該報酬額を逸脱しない範囲で、諸条件を総合的に勘案して決定したことから、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、当該方針に沿うものであると判断いたしました。

## ハ、取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

委任を受け決定した者は、代表取締役社長中村宏明氏であり、委任された権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び各業務執行取締役の担当事業等の業績を踏まえた賞与の評価配分とし、委任を受けた者は、内規に定める支給基準並びに非金銭報酬等の決定内容に従うこととしております。

代表取締役社長中村宏明氏に委任した理由については、当社グループを取り巻く経済環境や経営状況等を熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。

### ⑤ 社外役員に関する事項

#### 当事業年度における主な活動状況

| 区分    | 氏名   | 主な活動状況   |
|-------|------|--|
| 社外取締役 | 清水夏子 | 当事業年度開催の取締役会17回のうち全回に出席し、主に弁護士としての豊富な経験と専門知識を活かして、コンプライアンスの観点からの有益な助言・提言を行っております。また、任意の指名委員会の委員長として経営陣幹部の選解任にも携わっております。                              |
| 社外取締役 | 井上重光 | 2022年6月29日の就任以降に開催された取締役会13回のうち全回に出席し、主に事業再生や経営サポートの分野における豊富な経験を活かして、意思決定の妥当性、適正性の確保のための有益な助言・提言を行っております。また、任意の指名委員会の委員として経営陣幹部の選解任にも携わっております。       |
| 社外監査役 | 中川雅文 | 当事業年度開催の取締役会17回のうち全回、監査役会13回のうち全回に出席し、主に公認会計士としての豊富な専門知識・経験を活かして、中立的な立場から意見を述べるなど、社外監査役としての機能を適切に発揮しております。また、任意の指名委員会の委員として経営陣幹部の選解任にも携わっております。      |
| 社外監査役 | 光岡敬一 | 当事業年度開催の取締役会17回のうち全回、監査役会13回のうち全回に出席し、主に税理士としての専門的見地に加え、経営の健全性やコンプライアンス確保のための客観的で広範な視野から意見を述べるなど、助言・提言を行っております。また、任意の指名委員会の委員として経営陣幹部の選解任にも携わっております。 |

#### (4) 会計監査人に関する事項

① 名 称 PwC 京都監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 25,480千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 36,680   |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

#### (5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主のみなさまへの利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開のために必要な内部留保の充実を確保しつつ、安定的な配当の維持、継続を基本方針としております。今後も、中長期的な視点にたつて経営資源を投入することにより、持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

上記の基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開を勘案した結果、復配に向けた環境が整ったものと判断し、1株につき金15円50銭とさせていただきます。

なお、剰余金の配当が効力を生ずる日につきましては、2023年6月30日とさせていただきます。



# 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額        | 科 目          | 金 額        |
|-----------|------------|--------------|------------|
| (資産の部)    |            | (負債の部)       |            |
| 流動資産      | 27,412,749 | 流動負債         | 13,060,028 |
| 現金及び預金    | 14,616,577 | 支払手形及び買掛金    | 5,004,080  |
| 受取手形及び売掛金 | 257,294    | 短期借入金        | 600,000    |
| 商 品       | 9,162,568  | 1年内返済予定      |            |
| 貯 蔵 品     | 26,680     | 長期借入金        | 3,486,015  |
| 未 収 入 金   | 2,807,623  | リ ー ス 債 務    | 2,861      |
| そ の 他     | 545,313    | 未 払 金        | 1,756,188  |
| 貸倒引当金     | △ 3,307    | 未払法人税等       | 152,931    |
| 固定資産      | 21,185,630 | ポイント引当金      | 35,312     |
| 有形固定資産    | 12,522,680 | 賞与引当金        | 5,050      |
| 建物及び構築物   | 1,884,429  | 店舗閉鎖損失引当金    | 2,250      |
| 車両運搬具     | 0          | 契約負債         | 388,675    |
| 工具、器具及び備品 | 165,875    | 資産除去債務       | 95,416     |
| 土 地       | 10,468,029 | そ の 他        | 1,531,246  |
| 建設仮勘定     | 4,345      | 固定負債         | 11,786,199 |
| 無形固定資産    | 1,371,252  | 長期借入金        | 8,141,738  |
| そ の 他     | 1,371,252  | リ ー ス 債 務    | 4,892      |
| 投資その他の資産  | 7,291,698  | 退職給付に係る負債    | 1,564,203  |
| 投資有価証券    | 519,805    | 資産除去債務       | 1,575,403  |
| 長期貸付金     | 450,630    | 長期預り保証金      | 455,589    |
| 繰延税金資産    | 603,783    | そ の 他        | 44,372     |
| 差入保証金     | 5,581,662  | 負債合計         | 24,846,228 |
| そ の 他     | 165,422    | (純資産の部)      |            |
| 貸倒引当金     | △ 29,604   | 株 主 資 本      | 23,739,624 |
| 資産合計      | 48,598,380 | 資 本 金        | 3,991,368  |
|           |            | 資 本 剰 余 金    | 3,862,125  |
|           |            | 利 益 剰 余 金    | 16,024,973 |
|           |            | 自 己 株 式      | △ 138,842  |
|           |            | その他の包括利益累計額  | 12,528     |
|           |            | その他有価証券評価差額金 | 12,646     |
|           |            | 繰延ヘッジ損益      | △ 118      |
|           |            | 純資産合計        | 23,752,152 |
|           |            | 負債・純資産合計     | 48,598,380 |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

( 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                           | 金       | 額          |
|-------------------------------|---------|------------|
| 売 上 高                         |         | 36,892,858 |
| 売 上 原 価                       |         | 14,888,929 |
| 売 上 総 利 益                     |         | 22,003,929 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |         | 21,264,180 |
| 営 業 利 益                       |         | 739,748    |
| 営 業 外 収 益                     |         |            |
| 受 取 利 息                       | 5,348   |            |
| 受 取 配 当 金                     | 8,468   |            |
| 受 取 地 代 家 賃                   | 474,027 |            |
| 助 成 金 収 入                     | 2,875   |            |
| 店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 戻 入 額       | 101,932 |            |
| そ の 他                         | 47,486  | 640,138    |
| 営 業 外 費 用                     |         |            |
| 支 払 利 息                       | 39,165  |            |
| 賃 貸 費 用                       | 198,987 |            |
| そ の 他                         | 23,806  | 261,960    |
| 経 常 利 益                       |         | 1,117,927  |
| 特 別 利 益                       |         |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益             | 38      |            |
| 固 定 資 産 売 却 益                 | 23,114  |            |
| 受 取 補 償 金                     | 200,000 | 223,153    |
| 特 別 損 失                       |         |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 損             | 43      |            |
| 固 定 資 産 除 売 却 損               | 162,225 |            |
| 減 損 損 失                       | 415,172 |            |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額               | 23,034  | 600,475    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |         | 740,604    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税         | 165,437 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | 328,110 | 493,547    |
| 当 期 純 利 益                     |         | 247,057    |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |         | 247,057    |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目             | 金 額               |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>   |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>4,467,683</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>4,077,466</b>  |
| 現金及び預金          | 3,965,952         | 1年内返済予定長期借入金    | 3,405,778         |
| 貯蔵品             | 144               | 未払金             | 418,801           |
| 前払費用            | 88,928            | 未払消費税等          | 26,789            |
| 関係会社短期貸付金       | 6,450             | 未払費用            | 99,506            |
| 未収入金            | 348,369           | 未払法人税等          | 20,883            |
| その他             | 57,837            | 預り金             | 2,981             |
| <b>固定資産</b>     | <b>34,006,344</b> | 資産除去債務          | 95,416            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>11,760,376</b> | その他             | 7,310             |
| 建物              | 1,595,227         | <b>固定負債</b>     | <b>10,495,173</b> |
| 構築物             | 182,482           | 長期借入金           | 7,717,266         |
| 車両運搬具           | 0                 | 退職給付引当金         | 33,798            |
| 工具、器具及び備品       | 158,305           | 資産除去債務          | 1,551,401         |
| 土地              | 9,820,015         | 長期預り保証金         | 121,694           |
| 建設仮勘定           | 4,345             | その他             | 1,071,012         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,369,342</b>  | <b>負債合計</b>     | <b>14,572,639</b> |
| 商標権             | 46,760            | <b>(純資産の部)</b>  |                   |
| ソフトウェア          | 445,282           | <b>株主資本</b>     | <b>23,888,741</b> |
| ソフトウェア仮勘定       | 877,114           | 資本金             | 3,991,368         |
| 施設利用権           | 185               | 資本剰余金           | 3,862,125         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>20,876,625</b> | 資本準備金           | 3,862,125         |
| 投資有価証券          | 349,280           | 利益剰余金           | 16,174,090        |
| 関係会社株式          | 1,759,989         | 利益準備金           | 560,000           |
| 関係会社長期貸付金       | 25,995,000        | その他利益剰余金        | 15,614,090        |
| 長期前払費用          | 33,947            | 配当平均積立金         | 1,166,000         |
| 繰延税金資産          | 240,056           | 別途積立金           | 13,870,000        |
| 差入保証金           | 36,142            | 繰越利益剰余金         | 578,090           |
| その他             | 57,574            | <b>自己株式</b>     | <b>△ 138,842</b>  |
| 貸倒引当金           | △ 7,595,365       | 評価・換算差額等        | 12,646            |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金    | 12,646            |
| <b>資産合計</b>     | <b>38,474,027</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>23,901,387</b> |
|                 |                   | <b>負債・純資産合計</b> | <b>38,474,027</b> |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目          | 金         | 額         |
|--------------|-----------|-----------|
| 営業収益         | 2,134,440 |           |
| 経営管理料        | 1,595,640 |           |
| 不動産賃貸収入      | 538,800   |           |
| 営業収益合計       |           | 2,134,440 |
| 営業費用         | 1,335,756 |           |
| 営業費用合計       |           | 1,335,756 |
| 営業利益         |           | 798,683   |
| 営業外収益        |           |           |
| 受取利息         | 98,905    |           |
| 受取配当金        | 8,162     |           |
| 受取手数料        | 1,445     |           |
| 受取地代家賃       | 45,510    |           |
| 店舗閉鎖損失引当金戻入額 | 30,313    |           |
| 貸倒引当金戻入額     | 71,510    |           |
| その他          | 3,959     | 259,807   |
| 営業外費用        |           |           |
| 支払利息         | 35,850    |           |
| 賃貸費用         | 8,957     |           |
| その他          | 3,150     | 47,958    |
| 経常利益         |           | 1,010,532 |
| 特別利益         |           |           |
| 固定資産売却益      | 23,114    |           |
| 投資有価証券売却益    | 38        | 23,153    |
| 特別損失         |           |           |
| 投資有価証券売却損    | 43        |           |
| 固定資産除売却損     | 93,371    |           |
| 減損損失         | 414,025   |           |
| 貸倒引当金繰入額     | 23,034    | 530,475   |
| 税引前当期純利益     |           | 503,209   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,250     |           |
| 法人税等調整額      | 269,201   | 270,451   |
| 当期純利益        |           | 232,758   |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

株式会社はるやまホールディングス

取締役会 御中

PwC 京都監査法人

京都事務所

指 定 社 員      公認会計士      安 本 哲 宏  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員      公認会計士      森 本 健 太 郎  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社はるやまホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社はるやまホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない

連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

株式会社はるやまホールディングス

取締役会 御中

PwC 京都監査法人

京都事務所

指 定 社 員      公 認 会 計 士      安 本 哲 宏  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員      公 認 会 計 士      森 本 健 太 郎  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社はるやまホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に關して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制課・内部監査課等の内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覽し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 P w C 京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 P w C 京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月26日

株式会社はるやまホールディングス 監査役会

常勤監査役 澤 味 聡 嗣 ㊟

監 査 役 (社外監査役) 中 川 雅 文 ㊟

監 査 役 (社外監査役) 光 岡 敬 一 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。

- (1) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> | <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p><u>（電子提供措置等）</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> |

## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制強化を図るため1名増員することとし、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)   | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------|---|---|----------------|
| 1         | はる やま まさ し<br>治 山 正 史<br>(1964年12月22日生) | 1994年6月 当社入社 経営企画室<br>1994年11月 当社社長室室長<br>1995年6月 当社取締役社長室室長<br>1995年7月 当社常務取締役<br>2003年6月 当社代表取締役社長<br>2011年7月 当社代表取締役社長執行役員<br>2021年4月 当社代表取締役社長<br>2021年6月 当社取締役会長（現任）<br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社ミック 代表取締役社長<br>はるやま商事株式会社 代表取締役会長<br>株式会社モリワン 代表取締役社長        | 1,526,446株     |
| 2         | なか むら ひろ あき<br>中 村 宏 明<br>(1963年9月13日生) | 1987年4月 株式会社アオキインターナショナル<br>(現株式会社AOKIホールディングス)入社<br>2011年6月 同社常務取締役グループ業務改革担当<br>2011年8月 同社取締役<br>2014年1月 同社常務取締役<br>2018年6月 同社取締役副社長（2018年9月辞任）<br>2021年4月 はるやま商事株式会社<br>代表取締役社長執行役員（現任）<br>2021年6月 当社代表取締役社長（現任）<br>[重要な兼職の状況]<br>はるやま商事株式会社 代表取締役社長執行役員 | 一株             |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                           | 略 歴、 当 社 に お け る の 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )   | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------|--|---|----------------|
| 3         | 清 水 夏 子<br>し みず なつ こ<br>(1973年12月28日生)       | 2005年10月 弁護士登録<br>2012年2月 清水直法律事務所より独立<br>清水・新垣法律事務所開設<br>共同代表弁護士 (現任)<br>2020年6月 当社取締役 (現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社RS Technologies 社外取締役 (監査等委員)   | 一株             |
| 4         | 井 上 重 光<br>いの うえ しげ みつ<br>(1966年12月28日生)     | 1990年4月 株式会社中国銀行入行<br>2011年2月 同行津高支店長<br>2012年7月 岡山県中小企業再生支援協議会出向<br>2014年4月 株式会社中国銀行丸亀支店長<br>2016年6月 同行福山東支店長<br>(2018年3月 同行退職)<br>2018年4月 独立行政法人中小企業基盤整備機構<br>中小企業再生支援全国本部<br>(現 中小企業活性化全国本部) 着任<br>2020年4月 同本部副統括<br>(2022年3月 同機構退任)<br>2022年4月 ロングブラックパートナーズ株式会社<br>地域再生事業部長 (現任)<br>2022年6月 当社取締役 (現任) | 一株             |
| 5         | ※<br>中 川 雅 文<br>なか がわ まさ ふみ<br>(1974年2月22日生) | 1996年4月 中央監査法人入所<br>1999年4月 公認会計士登録<br>2007年7月 京都監査法人 (現 PwC京都監査法人) 入所<br>2009年6月 同法人パートナー (2011年6月退職)<br>2011年7月 中川公認会計士事務所 代表 (現任)<br>2011年9月 税理士登録<br>2015年6月 当社監査役 (現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社サンマルクホールディングス 社外取締役  | 一株             |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。  
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
3. 治山正史氏及び中村宏明氏の当社における担当は、事業報告の「2. (3)①取締役及び監査役の状況」(12頁)に記載のとおりであります。

4. 清水夏子氏、井上重光氏及び中川雅文氏は、社外取締役候補者であります。
5. 清水夏子氏は、社外役員となること以外の方法で企業経営に直接関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有し企業法務にも精通しており、主にコンプライアンスの観点から、経営全般にわたる意思決定の妥当性及び適正性の確保のための有益な助言・提言が期待され、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。また、選任後も引き続き任意の指名委員会の委員を委嘱する予定であります。なお、同氏は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
6. 井上重光氏は、社外役員となること以外の方法で企業経営に直接関与したことはありませんが、金融機関における審査等のほか、事業再生や経営サポートの分野における豊富な経験と高い見識を有しており、専門的かつ客観的に広範な視野から、経営全般にわたる意思決定の妥当性及び適正性の確保のための有益な助言・提言が期待され、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。また、選任後も引き続き任意の指名委員会の委員を委嘱する予定であります。なお、同氏は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
7. 中川雅文氏は、社外役員となること以外の方法で企業経営に直接関与したことはありませんが、主に公認会計士としての豊富な専門知識と他社の社外取締役としての経験を活かし、経営全般にわたる意思決定の妥当性及び適正性の確保のための有益な助言・提言が期待され、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。また、現在当社の社外監査役として、任意の指名委員会の委員を委嘱しており、選任後も引き続き委嘱する予定であります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
8. 当社は、清水夏子氏、井上重光氏及び中川雅文氏との間で会社法第427条第1項の損害賠償責任の限定契約を締結しており、清水夏子氏及び井上重光氏の再任並びに中川雅文氏の選任が承認された場合には、それぞれ当該契約を継続する予定であります。なお、当該責任限定契約の内容の概要は、事業報告の「2.(3)②責任限定契約に関する事項」(13頁)に記載のとおりであります。
9. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者となり、当該保険契約について任期途中に同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2.(3)③役員等賠償責任保険契約に関する事項」(13頁)に記載のとおりであります。
10. 当社は、清水夏子氏、井上重光氏及び中川雅文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、各氏と当社グループとの間には取引関係はありません。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本總會終結の時をもって、監査役中川雅文氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                           | 略 歴 、 当 社 に お け る 地 位<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )  | 所有する当社<br>株式の数 |
|--|---|----------------|
| ※<br>さくら だ けん じ<br>櫻 田 憲 司<br>(1974年10月30日生) | 1999年10月 中央監査法人入所<br>2003年4月 公認会計士登録<br>2007年7月 京都監査法人(現 PwC京都監査法人)<br>入所<br>2009年10月 同法人シニアマネージャー(2013年6月退<br>職)<br>2013年7月 櫻田公認会計士事務所(現 櫻田公認会計<br>士・税理士事務所) 所長(現任)<br>2013年8月 税理士登録 | 一株             |

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 櫻田憲司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 櫻田憲司氏は、社外監査役候補者であります。
4. 櫻田憲司氏は、企業経営に直接関与したことはありませんが、主に公認会計士としての豊富な専門知識・経験等を活かして、中立的な立場から監査をしていただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の選任が承認された場合には、任意の指名委員会の委員を委嘱する予定であります。
5. 櫻田憲司氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の損害賠償責任の限定契約を締結する予定であります。なお、当該責任限定契約の内容の概要は、事業報告の「2.(3)②責任限定契約に関する事項」(13頁)に記載のとおりであります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、櫻田憲司氏の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者となり、当該保険契約について任期途中に同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2.(3)③役員等賠償責任保険契約に関する事項」(13頁)に記載のとおりであります。
7. 櫻田憲司氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。なお、同氏と当社グループの間には取引関係はありません。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場 岡山市北区表町一丁目2番3号  
当社本社4階会議室

交通 J R岡山駅より徒歩約15分  
天満屋バスステーションより徒歩約10分

(ご注意)

- ◎駐車場のご用意がございませんので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日のお土産についてはとりやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

